

理系大学・大学院修了者への法科大学院奨学金制度

2019年度 募集要項

一般財団法人 中辻創智社

1. 趣旨

多様な学問的背景を持つ法曹の層の厚みは成熟した社会を支える上で重要ですが、近年、異分野からの法科大学院進学者数が減少しています。一方、理系分野においては、就学課程が上がるにつれキャリアパスの多様性が乏しくなる傾向が見られ、習得した専門知識や技術が広く社会に活かされていません。そこで、理系の学問的背景を持つ学生がそのバックグラウンドを活かした法曹になるための支援をする事で、多様な法曹の実現と、理系学生の幅広いキャリアパス形成に資する事を目指します。

2. 募集期間：2019年4月1日（月曜日）～5月12日（日曜日）

3. 応募資格

下記3-1、3-2、3-3、の要件を全て満たす者。国籍は不問です。

3-1: 出身学部・大学院が次のいずれかに該当する者

- ・ 理系学部卒業
- ・ 理系大学院修士課程修了または中退
- ・ 理系大学院博士課程修了または中退

3-2: 次のいずれかに該当する者

- ・ 法科大学院に在籍している者（1年生、2年生、3年生）
- ・ 2020年4月より法科大学院進学予定の者

3-3: 申請時に40歳以下の者

経済状況・成績による応募制限はありませんが、選考過程でどちらも審査対象となります。

他の奨学金との併給は可能です。保証人は不要です。

*3-1 に関して、「理系」とは第一義的には「自然科学」に分類される学問分野を考えていますが、心理学等の文系と理系の境界領域にある学問分野・学際領域からの出願も認めます。応募書類の審査を通じて奨学金給付の対象として能力や志が十分かを総合的に判断します。

4. 募集人数：法科大学院在籍者、来年度進学予定者、それぞれ若干名

5. 応募時に提出する書類と応募方法

下記 4 点または 5 点の書類について PDF を E-mail でご提出下さい。

- ・奨学生願書（財団ホームページよりダウンロードし作成して下さい。）
- ・推薦状 1 通（財団ホームページよりダウンロードし作成して下さい。）
- ・成績証明書 直近の 1 年分をご提出下さい。
- ・学位取得証明書 出身理系学部・大学院のものをご提出下さい。
- ・在学証明書（法科大学院在籍者のみ）

応募書類の送信先 E-mail アドレス：info@nakatsuji-ff.org

応募書類の受け取り後、数日以内に応募受付のメールを返信します。

- * 諸事情により上記一式を揃える事が難しい場合、当財団までご相談ください。
- * 推薦状の推薦者は、どなたでも可能です。大学や大学院の指導教官、職場における上司等からの推薦が一般的ですが、これらの方から推薦取得が難しい場合には、個人的に親しい人物で出願者の能力や志を十分理解している方からの推薦で構いません。その際には推薦状内で推薦者と出願者のご関係についても記載してください。

6. 奨学金の給付について

月額 3 万円を正規の最短修業年限（最長 3 年）、給付します。返済は不要です。他の奨学金との併給は可能です。

司法試験実施時期を考慮し、卒業後の 2 ヶ月も給付を継続します。

本人名義の銀行口座へ四半期毎に送金します（4 月、7 月、10 月、1 月の第一営業日）。

法科大学院在籍者の採択の場合、初回四半期（4~6月）分は遡及しません。

7. 選考と通知について

一次選考（書類選考）の結果は5月下旬に、採否によらず応募者全員にメールにて通知します。

一次選考採択者は、6月9日（日曜日）（予備日6月16日（日曜日））に当財団本社において二次選考（面接）を行います。往復の交通費は当財団から支給します。二次選考の際に、PDFで提出した応募時提出書類一式をご持参下さい。

二次選考の結果は6月下旬に、採否によらず二次選考受験者全員にメールにて通知します。

来年度進学予定者が採択後に進路を法科大学院以外へ変更した場合、奨学生資格を失います。進路変更に伴うペナルティーは有りません。

8. 採択時に提出する書類

8-1: 法科大学院在籍者の場合

- ・ 住民票
- ・ 口座届出書（財団ホームページよりダウンロードし作成して下さい。）

8-2: 来年度進学予定者の場合

採択時に提出する書類はありません。

法科大学院入学試験結果が出た際に下記をご提出下さい。

- ・ 法科大学院進学予定先の届出
（財団ホームページの基本情報届出書を用いて作成して下さい。）

また、法科大学院入学後に下記をご提出下さい。

- ・ 住民票
- ・ 在学証明書
- ・ 口座届出書（財団ホームページよりダウンロードし作成して下さい。）

9. 毎年度提出が必要な書類

成績証明書、在学証明書を新年度 2 ヶ月以内にご提出下さい。

10. 卒業後に届出が必要な事項

- ・ 卒業証明書提出 卒業後 2 ヶ月の給付継続に必要です。
- ・ 住所・連絡先の変更届出
(財団ホームページの基本情報届出書を用いて作成して下さい。)
- ・ 司法試験結果の届出
(財団ホームページの基本情報届出書を用いて作成して下さい。)

11. その他の連絡義務

下記に該当する場合、速やかに当財団へご連絡下さい。

連絡先 E-mail アドレス：info@nakatsuji-ff.org

- ・ 休学时
- ・ 復学时
- ・ 転学时
- ・ 留年时
- ・ 退学时
- ・ 停学やその他処分を受けた時
- ・ 氏名・住所変更時
(財団ホームページの基本情報届出書をダウンロードして下さい。)
- ・ 採択された進学予定者が進路を変更した時

12. 奨学金の休止・廃止について

下記に該当する場合、奨学金の給付を休止します。

- ・ 休学した場合

下記に該当する場合、奨学金の給付を廃止します。

- ・ 留年した場合 (原則廃止。事情によっては配慮する場合も有り。)
- ・ 成績不振の場合 (原則廃止。事情によっては配慮する場合も有り。)
- ・ 退学した場合
- ・ 停学等の処分があった場合

- ・ 怪我や疾病等で終了の見込みがなくなった場合
- ・ 財団への申請・報告・届出に虚偽があった場合
- ・ その他財団が適当でないと認めた時

13. 懇親会の開催について

2019年9月頃に法科大学院奨学生（卒業生を含む）、当財団の理事、評議員の懇親会を計画しています。参加は任意で義務ではありませんが、ご都合がよろしければ是非お越し下さい。奨学生へは往復の交通費を当財団から支給します。

理系大学・大学院修了者への法科大学院奨学金に関するお問い合わせ先：
応募書類・各種届出事項の提出先：

E-mail アドレス：info@nakatsuji-ff.org

各種証明書や住民票の郵送先：

604-0802

京都府京都市中京区堺町通竹屋町上る橘町9番地

シンフォニー御所堺町御門前502号

一般財団法人 中辻創智社